

第23編 頭首工編

第1章 頭首工

第1節 適用

農業農村整備事業における頭首工の施工については、第6編第5章堰、第1章第9節根固め工の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**、下記基準類および第6編第5章第2節、第1編から第3編に掲げる適用すべき諸基準による。また、この諸基準は、最新版を適用する。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

農林水産省	土地改良事業計画設計基準	設計	「頭首工」	(平成20年3月)
建設省	河川砂防技術基準(案)			(平成9年12月)

余白